### 第170回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成26年3月14日(金)14時00分~16時00分
- 2 場 所 県庁 10階 1001会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 國井委員、高谷委員、髙橋委員、山口委員、佐々木(栃沢) 委員、小池(井上)委員、長谷川(松田)委員、杉山(大坂) 委員、青柳(信)委員、楳津委員、奥山委員、田澤委員、吉 村委員、加藤委員

14名

欠席委員 青柳(紀)委員、大園委員、本間委員、守屋委員、守本委員、 市川委員、遠藤委員、柴田委員

8名

- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。
- 6 議 事

(議 長)

それでは早速、審議に入りたいと思います。

本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。髙橋委員、國 井委員、以上の両委員にお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。 今回、知事より本審議会に諮問されました案件は、皆様のお手元に差し 上げております議案書のとおり7案件でございます。

それでは、諮問事項について、当局の御説明をお願いします。

#### (相田県十整備部次長)

県土整備部次長の相田でございます。

本日は、委員の皆様方には、御多用のところ御出席いただきまして誠に ありがとうございます。知事が所用で出席できませんので、知事に代わっ て提案させていただきます。

本日の案件は、7案件でございます。1件目が、県が指定する都市計画 区域の変更について、審議会の御意見をいただく案件の「川西都市計画区 域の変更」でございます。川西都市計画区域を拡大するものでございます。

2件目と3件目が、この区域拡大に関連する案件で、議第1号「川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、議第2号「川西都市計画

区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定について」です。

4件目と5件目が、大江町に関する案件で、議第3号「大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、議第4号「大江都市計画道路の変更」です。これは、長期未着手路線の見直しに伴う案件であり、大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で示している主要幹線道路の位置付けを変更し、都市計画道路の一部区間を廃止するものです。また、車線数が未決定だった路線について追加決定いたします。

6件目、7件目が、天童市、寒河江市における「産業廃棄物処理施設の位置について」です。建築基準法第51条のただし書により付議されるものでございます。

それぞれの内容と縦覧結果等につきましては、事務局より御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

#### (議 長)

それでは、「川西都市計画区域の変更」、議第1号「川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、議第2号「川西都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物にかかる制限の指定について」を一括して議題に供します。

なお、関連する案件でありますので、説明後の質疑につきましても、一括して行うことをあらかじめ申し添えます。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明) (議案書及び資料により柏崎建築行政主幹が説明)

### (議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問は ありませんか。

### (議 長)

ないようでございますので、「川西都市計画区域の変更」について審議会の意見を決定したいと思います。

特に意見がないようですので、この旨、知事へ答申することにいたします。

次に、議第1号「川西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 に関して、これより採決いたします。議第1号に賛成の方は挙手をお願い いたします。

#### (議長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

### (議 長)

次に、議第2号「「川西都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域に おける建築物にかかる制限の指定について」に関して、これより採決いた します。議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

# (議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

### (議 長)

次に、議第3号「大江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、 議第4号「大江都市計画道路の変更」を一括して議題に供します。

なお、関連する案件でありますので、説明後の質疑につきましても、一括して行うことをあらかじめ申し添えます。事務局の説明を求めます。

(議案書及び資料により西尾都市計画課長が説明)

# (議 長)

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、御意見、御質問は ありませんか。

ないようでございますので、議第3号「大江都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針の変更」に関して、これより採決いたします。議第3号に 賛成の方は挙手をお願いいたします。

### (議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

## (議 長)

次に、議第4号「大江都市計画道路の変更」に関して、これより採決いたします。議第4号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

#### (議 長)

挙手全員でございます。

よって、本案については、原案のとおり決定いたしました。

(議第5号「産業廃棄物処理施設の位置について」及び議第6号「産業廃棄物処理施設の位置について」の2案件は、内容について再度確認することとして事務局より取り下げ)

# (議 長)

本日は、以上をもちまして、事務局より取り下げられました議第5号及び議第6号を除き、知事より本審議会に諮問されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私に御一任くださるようお 願いいたしたいと存じますがいかがでしょうか。

# (意義なしの声)

意義がないようでございますのでそのようにさせていただきます。 委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をいただきありがとう ございました。これをもちまして本日の審議を終了いたします。

(終了 16時00分)

平成26年3月14日